

議案第 2 号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成19年10月10日

沖縄県教育委員会

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「沖縄県条例第24号」の次に「及び沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）」を加える。

第4条を次のように改める。

（博物館・美術館）

第4条 沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）に、次の班を置く。

博物館班

美術館班

2 毎月、博物館・美術館の所掌事務は、次のとおりとする。

博物館班

(1) 博物館・美術館の博物館施設に係る資料（以下「博物館資料」という。）の収集、保管及び展示に関する事務。

(2) 博物館資料の利用に関する事務。

(3) 博物館施設及びその他施設の利用に関する事務。

(4) 博物館資料の調査研究に関する事務。

(5) 博物館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関する事務。

(6) 博物館資料についての講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関する事務。

(7) 他の博物館等との相互協力に関する事務（美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものを除く。）。

(8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関する事務（美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものを除く。）。

(9) 予算、決算その他会計事務に関する事務。

(10) 公印の管守に関する事務。

(11) 職員の服務及び福利厚生に関する事務。

(12) 博物館・美術館協議会に関する事務。

(13) 指定管理者との連絡調整に関する事務。

(14) 他班の所掌に属さない事務に関する事務。

美術館班

(1) 博物館・美術館の美術館施設に係る資料（以下「美術館資料」という。）の収集、保管及び展示に関する事務。

(2) 美術館資料の利用に関する事務。

(3) 美術館施設の利用に関する事務。

(4) 美術館資料の調査研究に関する事務。

(5) 美術館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関する事務。

(6) 美術館資料についての講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関する事務。

(7) 他の博物館等との相互協力に関する事務（美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものに限る。）。

(8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関する事務（美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものに限る。）。

第7条第1項中「博物館」を「博物館・美術館」に改める。

第8条第1項中「、博物館」を削る。

第9条第1項中「博物館」を「博物館・美術館」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 博物館・美術館の班に、班長を置く。

2 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務を処理する。

第12条第1項中「図書館」の次に「及び博物館・美術館」を加える。

第12条の3第1項、第13条及び第18条の表中「博物館」を「博物館・美術館」に改める。

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

規則案の概要の説明

文化施設建設室

1 件名

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

平成19年11月1日に、沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）を設置し、沖縄県立博物館を廃止することに伴い、関係条項の改正を行う必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 根拠法令として、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）を加える。（第1条）
- (2) 「博物館」を「博物館・美術館」に改める。（第4条、第7条、第9条、第12条の3、第13条、第18条）
- (3) 博物館・美術館に班制を導入し、条例に沿って所掌事務を整理する。（第4条、第9条の2）
- (4) その他必要な整備を行う。（第8条、第12条）

4. 根拠法令

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例

5. 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済

6. 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）及び沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）に規定する教育機関の組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）に規定する教育機関の組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。
(総合教育センター)	(総合教育センター)
第2条 略 (図書館)	第2条 略 (図書館)
第3条 略 (博物館・美術館)	第3条 略 (博物館)
第4条 沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）に、次の班を置く。 博物館班 美術館班	第4条 沖縄県立博物館（以下「博物館」といふ。）に、次の課を置く。 庶務課 学芸課 教育普及課
2 博物館・美術館の所掌事務は、次のとおりとする。 博物館班	2 博物館の所掌事務は、次のとおりとする。 庶務課
(1) 博物館・美術館の博物館施設に係る資料（以下「博物館資料」という。）の収集、保管及び展示にすること。 (2) 博物館資料の利用にすること。 (3) 博物館施設及びその他施設の利用にすること。 (4) 博物館資料の調査研究にすること。 (5) 博物館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布にすること。 (6) 博物館資料についての講演会、講習会、映写会、研究会等の開催にすること。	(1) 予算、決算その他会計事務に關すること。 (2) 公印の管守に關すること。 (3) 施設設備の管理に關すること。 (4) 職員の服務及び福利厚生に關すること。 (5) 博物館協議会に關すること。 (6) 他課の所掌に屬さない事務に關すること。
(1) 博物館資料の收集、保管及び展示にすること。	(1) 博物館資料の收集、保管及び展示にすること。

- (7) 他の博物館等との相互協力に関すること（美術館班が分掌して処理すること）
が適当であると認められるものを除く。）。
- (8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関すること
（美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものを除く。
）。
- (9) 予算、決算その他会計事務に関すること。
- (10) 公印の管掌に関すること。
- (11) 職員の服務及び福利厚生に関すること。
- (12) 博物館・美術館協議会に関すること。
- (13) 指定管理者との連絡調整に関すること。
- (14) 他班の所掌に属さない事務に関すること。

美術館班

- (1) 博物館・美術館の美術館施設に係る資料（以下「美術館資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 美術館資料の利用に関すること。
- (3) 美術館施設の利用に関すること。
- (4) 美術館資料の調査研究に関すること。
- (5) 美術館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (6) 美術館資料についての講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関するこ
と。
- (7) 他の博物館等との相互協力に関すること（美術館班が分掌して処理すること
が適当であると認められるものに限る。）。
- (8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関すること
（美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものに限
る。）。

(埋蔵文化財センター)
第4条の2 略
(青年の家)

(埋蔵文化財センター)
第4条の2 略
(青年の家)

第5条 略

(少年自然の家)

第5条の2 略

第6条 削除
(職制等)

第7条 総合教育センター、図書館、博物館・美術館、埋蔵文化財センター、青年の家の及び少年自然の家（以下「教育機関」という。）に、所長又は館長（以下「所長等」という。）を置く。

2 所長等は、上司の命を受け、当該教育機関が所掌する事務を掌理する。

第8条 総合教育センター、図書館及び埋蔵文化財センターの課に、課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、課の分掌事務を掌理する。

第9条 総合教育センター、図書館、博物館・美術館及び埋蔵文化財センターに、副所長又は副館長（以下「副所長等」という。）を置く。

2 副所長等は、上司の命を受け、所長等を補佐し、当該教育機関の事務を整理する。

第9条の2 博物館・美術館の班に、班長を置く。

2 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務を処理する。

第10条 略

第11条 略

第11条の2 略

第12条 図書館及び博物館・美術館に、特に必要があるときは、副参事を置くことができる。

2 略

第12条の2 略

第12条の3 図書館、博物館・美術館及び埋蔵文化財センターに、特に必要があるときは、主任専門員を置くことができる。

2 略

第12条の4 略

第13条 博物館・美術館に、特に必要のあるときは、主任学芸員を置くことができる。

第5条 略
(少年自然の家)

第5条の2 略

第6条 削除
(職制等)

第7条 総合教育センター、図書館、博物館、埋蔵文化財センター、青年の家の及び少年自然の家（以下「教育機関」という。）に、所長又は館長（以下「所長等」という。）を置く。

2 所長等は、上司の命を受け、当該教育機関が所掌する事務を掌理する。

第8条 総合教育センター、図書館及び埋蔵文化財センターの課に、課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、課の分掌事務を掌理する。

第9条 総合教育センター、図書館、博物館・美術館及び埋蔵文化財センターに、副

所長又は副館長（以下「副所長等」という。）を置く。

2 副所長等は、上司の命を受け、所長等を補佐し、当該教育機関の事務を整理す

る。

第10条 略
(新設)

第11条 略

第11条の2 略

第12条 図書館に、特に必要があるときは、副参事を置くことができる。

2 略

第12条の2 略

第12条の3 図書館、博物館・美術館及び埋蔵文化財センターに、特に必要があるときは、主任専門員を置くことができる。

2 略

第12条の4 略

第13条 博物館に、特に必要のあるときは、主任学芸員を置くことができる。

2 主任学芸員は、上司の命を受け、博物館・美術館の専門的事務を処理する。

2 主任学芸員は、上司の命を受け、博物館の専門的事務を処理する。

第14条 略

第15条 略

第16条 略

第17条 略

第18条 前条に規定する職員の職及び職務は、第7条から第15条までに定めるもの

ほか、次の表のとおりとする。

職員	職	職務
事務職員	略	略 上司の命を受け、博物館・美術館の専門的 事務に従事する。
学芸員	略	略
技術職員	略	略
その他の 職員	略	略

(職員数)

第19条 略

(臨時又は非常勤の職員)

第20条 略

(教育長への委任)

第21条 略

職員	職	職務
事務職員	略	略 上司の命を受け、博物館の専門的 事務に従事する。
学芸員	略	略
技術職員	略	略
その他の 職員	略	略

(職員数)

第18条 略

(前条に規定する職員の職及び職務は、第7条から第15条までに定めるもの

ほか、次の表のとおりとする。

第19条 略

(臨時又は非常勤の職員)

第20条 略

(教育長への委任)

第21条 略

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例

平成18年12月27日

条例第72号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料（以下「博物館・美術館資料」という。）を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせて博物館・美術館資料に関する調査研究を行うため、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館として沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）を設置する。

(位置及び施設)

第2条 博物館・美術館の位置は、那覇市おもろまち3丁目1番1号とする。

2 博物館・美術館は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 博物館施設
- (2) 美術館施設
- (3) その他施設

(事業)

第3条 博物館・美術館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 博物館・美術館資料の収集、保管及び展示に関する事。
- (2) 博物館・美術館資料の利用に関する事。
- (3) 博物館・美術館の施設の利用に関する事。
- (4) 博物館・美術館資料の調査研究に関する事。
- (5) 博物館・美術館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関する事。
- (6) 博物館・美術館資料についての講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関する事。
- (7) 他の博物館等との相互協力に関する事。
- (8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、博物館・美術館の設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(博物館・美術館の管理)

第4条 博物館・美術館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 博物館・美術館の設置の目的を達成するために教育委員会が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第11条の規定による観覧料の収受に関する業務、第12条の規定による観覧料の減免に関する業務、第13条ただし書の規定による観覧料の返還に関する業務その他の観覧料の収受に関する業務
- (3) 第14条の規定による利用の許可に関する業務、第17条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第18条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (4) 第19条及び同条第3項において準用する第11条第5項から第7項までの規定による利用料金の収受に関する業務、第19条第3項において準用する第12条の規定による利用料金の減免に関する業務、第19条第3項において準用する第13条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (5) 博物館・美術館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、博物館・美術館の管理運営に関して、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に博物館・美術館の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が、博物館・美術館の効用を最大限に發揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、博物館・美術館の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 教育委員会は、前条の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(休館日)

第9条 博物館・美術館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項第1号に規定する休館日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は沖縄県慰靈の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰靈の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休館日でない日をもって、これに替えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(開館時間)

第10条 博物館・美術館の開館時間は、午前9時から午後6時（金曜日及び土曜日にあっては、午後8時）までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

(観覧料)

第11条 常設展、企画展又は特別展を観覧しようとする者は、観覧料を指定管理者に納めなければならない。

2 常設展を観覧しようとする場合の観覧料は、別表第1に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 企画展又は特別展を観覧しようとする場合の観覧料は、3,000円を超えない範囲内で、その都度指定管理者が定めるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、1年間を通して常設展、企画展又は特別展を観覧しようとする場合の観覧料は、別表第2に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

5 指定管理者は、第2項から前項までの規定により、観覧料を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。観覧料を変更しようとするときも、同様とする。

6 教育委員会は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

7 観覧料は、指定管理者の収入とする。

(観覧料の減免)

第12条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、教育委員会規則で定めるところにより、観覧料を減額し、又は免除するものとする。

(観覧料の返還)

第13条 既に納付した観覧料は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の許可)

第14条 別表第3に掲げる博物館・美術館の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、博物館・美術館の管理上必要があると認めたときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(利用期間)

第15条 施設等を引き続いて利用することができる期間は、教育委員会規則で施設等ごとに定める日数以内とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるとときは、教育委員会規則で定めるところにより、当該期間を変更することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第17条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第14条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(利用料金)

第19条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 第11条第5項から第7項まで、第12条及び第13条の規定は、利用料金について準用する。

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、教育委員会規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(博物館・美術館協議会)

第21条 博物館・美術館に、博物館・美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育委員会規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成19年6月教育委員会規則第11号で、同19年11月1日から施行)

(準備行為)

2 第7条の規定による指定管理者の指定、第11条第5項の規定による観覧料の承認及び第19条第3項において準用する第11条第5項の規定による利用料金の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第6条から第8条まで、第11条第2項から第6項まで並びに第19条第2項並びに同条第3項において準用する第11条第5項及び第6項の規定の例により行うことができる。

(沖縄県立教育機関設置条例の一部改正)

3 沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、図書館法」を「及び図書館法」に改め、「及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条」を削り、「必要な事項」を「、必要な事項」に改める。

第5条及び第6条を削り、第6条の2を第5条とし、第7条を第6条とし、第7条の2を第7条とする。

第8条中「、第5条及び第6条の2」を「及び第5条」に改める。

(沖縄県立教育機関使用料徴収条例の一部改正)

4 沖縄県立教育機関使用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1又は別表第2」を「別表」に改め、同条第2項を削る。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

別表第1（第11条関係）

区分	基準額（1人につき）	
	個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	400円
	大学生及び高校生	250円
	中学生及び小学生	150円（県外の中学生及び小学生に限る。）
美術館施設	一般	300円
	大学生及び高校生	200円
	中学生及び小学生	100円（県外の中学生及び小学生に限る。）
		120円（県外の中学生及び小学生に限る。）
		80円（県外の中学生及び小学生に限る。）

備考

1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。

2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。

3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

別表第2（第11条関係）

区分	基準額（1人につき）		
	一般	大学生及び高校生	中学生及び小学生

博物館施設	常設展	1,200円	750円	450円（県外の中学生及び小学生に限る。）
	常設展、企画展及び特別展	4,200円	2,600円	1,600円（県内の中学生及び小学生にあっては、1,150円）
美術館施設	常設展	900円	600円	300円（県外の中学生及び小学生に限る。）
	常設展及び企画展	3,900円	2,600円	1,300円（県内の中学生及び小学生にあっては、1,000円）

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

別表第3（第14条、第19条関係）

1 施設利用料金

（1）博物館施設利用料金

区分		基準額（1日につき）
企画展示室	入場料を徴収しない場合	29,100円
	入場料を徴収する場合	87,300円
特別展示室	入場料を徴収しない場合	38,100円
	入場料を徴収する場合	114,300円
実習室	入場料を徴収しない場合	9,000円
	入場料を徴収する場合	27,000円
講座室	入場料を徴収しない場合	15,900円
	入場料を徴収する場合	47,700円

（2）美術館施設利用料金

区分		基準額（1日につき）
県民ギャラリー1		8,100円
県民ギャラリー2		7,500円
県民ギャラリー3		7,500円
県民ギャラリースタジオ		8,200円
県民アトリエ	入場料を徴収しない場合	7,000円
	入場料を徴収する場合	21,000円
子供アトリエ	入場料を徴収しない場合	7,500円
	入場料を徴収する場合	22,500円
企画展示室1	入場料を徴収しない場合	32,800円
	入場料を徴収する場合	98,400円
企画展示室2	入場料を徴収しない場合	40,700円
	入場料を徴収する場合	122,100円
講座室	入場料を徴収しない場合	9,100円
	入場料を徴収する場合	27,300円

（3）その他施設利用料金

区分	基準額（1時間につき）

講堂	入場料を徴収しない場合	3,400円
	入場料を徴収する場合	10,200円

2 附属設備利用料金

種別	単位	基準額
舞台器具	1回1点又は一式につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額
音響器具	1回1点又は一式につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額
照明器具	1回1点又は一式につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額
冷房設備	1時間につき	3,000円以内で教育委員会規則で定める額
その他教育委員会規則で定める附属設備	1回1点又は一式につき	10,000円以内で教育委員会規則で定める額

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 利用料金の基準額が1時間を単位として定められている施設等の利用者が許可された利用時間を超えて当該施設等を利用する場合における利用料金の基準額は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
 - 午前9時から午後6時（金曜日及び土曜日にあっては、午後8時）までの間は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める基準額の2分の1の額に100分の120を乗じて得た額
 - 午後6時（金曜日及び土曜日にあっては、午後8時）後は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める基準額の2分の1の額に100分の150を乗じて得た額